経 第824号 疾病第2077号 令和4年11月21日

各関係団体の長 様

千葉県商工労働部長 (公印省略) 千葉県健康福祉部長 (公印省略)

# オミクロン株対応ワクチンの接種について (依頼)

日頃から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただき、厚くお礼申し 上げます。

本年秋から接種が開始されたオミクロン株対応ワクチンは、BA. 1、BA. 4-5 対応型ともに、 従来型ワクチンを上回る重症化予防効果や、新しい変異株への効果が期待されており、 初回接種(1・2回目接種)を完了した全ての12歳以上の方が接種対象となっています。 また、10月21日以降、接種間隔が「5か月以上」から「3か月以上」に短縮され、 9月までに従来型ワクチンの接種を行った方も、年内接種が可能となりました。

今後、<u>感染拡大やインフルエンザとの同時流行が懸念されていることから、年内に接種することが重要</u>であり、県においては、接種体制の確保や周知広報を行っているところでありますが、11月15日現在、県内の接種率(全人口比)は約13%に留まっています。

つきましては、貴団体におかれましても、適宜、国作成広報資材(リーフレット・周知動画)をご活用いただき、<u>貴会員企業等への周知や各所での掲示・配付</u>をいただくとともに、<u>下記事項について、会員企業の皆様が積極的に取り組んでいただくよう、働きかけていただきますようお願い申し上げます。</u>

記

# <会員企業等の皆様に取り組んでいただきたい事項>

## ①従業員等へのワクチン接種に関する周知

社内メールや社内掲示板等において、以下の国作成広報資材等を活用・提供することなどにより、従業員等への周知をお願いします。

(リーフレット)

- ○別添1 https://www.mhlw.go.jp/content/000999261.pdf (早期接種の推奨等)
- ○別添2 https://www.mhlw.go.jp/content/001004214.pdf (接種間隔短縮案内等)

### (周知動画)

○オミクロン株対応ワクチンの年内接種のお願い

https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg25483.html

## ②企業等単位での自治体の大規模接種会場における団体接種や職域接種の実施

企業・団体単位での団体接種や職域接種を積極的に実施いただくことで、従業員等への接種機会を設けていただくようにお願いいたします。

- ※ 団体接種 県営会場等、自治体の大規模接種会場において、企業等の団体の単位で、 まとめて予約を受け付けます。詳細は末尾県連絡先までご連絡ください。
- ※ 職域接種 初回接種又は3回目接種時に職域接種を実施した企業等が今回の対象と なります。詳細は、下記厚生労働省HPをご確認ください。

厚生労働省HP 職域追加接種 (オミクロン株対応ワクチン) に関する企業向け説明 会 (令和4年9月22日開催) 資料 職域接種に関するお知らせ (https://www.mhlw.go.jp/content/000992507.pdf)

### ③ワクチン接種が受けやすくなるような休暇や労働時間の取り扱いについて

別添3「ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い」を参考に、従業員等が接種を受けやすい環境づくり(接種時及び接種後の副反応時の休暇取得促進等)をお願いいたします。

連絡 • 相談先

千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部ワクチン接種体制整備班 043-223-4364、4365、4366、4367